

都市計画提案制度について

平成30年7月17日

1 都市計画提案制度とは

地域のまちづくりに対する取組みを今後の都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、住民等からの都市計画の決定または変更の提案に係る手続きが創設
 <平成14年7月 都市計画法改正>

《提案の要件》

- (1) 提案できる都市計画の種類
市に提案できる都市計画の内容は、市が決定権者である都市計画に限られる
- (2) 提案できる方
土地所有者等、まちづくりNPO法人 など
- (3) 提案に必要な条件
 - ア 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合
 - イ 提案する区域が0.5ha以上の一団の土地
 - ウ 提案する区域の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ている
(土地の地積についても)

2 提案が出されたときの手続き

手続きは、法で定められており、**法律上いつでも提案が可能**
 (都市計画法第21条の2)

⇒ 各担当課に計画提案がされた場合、**法定手続きに従い進めなくてはならない**

《計画提案受理後の手続き》

- (1) 市は遅滞なく、**計画提案を踏まえた都市計画の決定または変更をする必要がないか判断** (都市計画法第21条の3)
- (2) **必要ありの場合は、案を作成**しなければならない
(都市計画法第21条の3)
- (3) **必要なしの場合は、都市計画審議会の意見を聞き**、都市計画を定めない旨と理由を**提案者に通知** (都市計画法第21条の5)

◎ 計画提案に対する市の判断

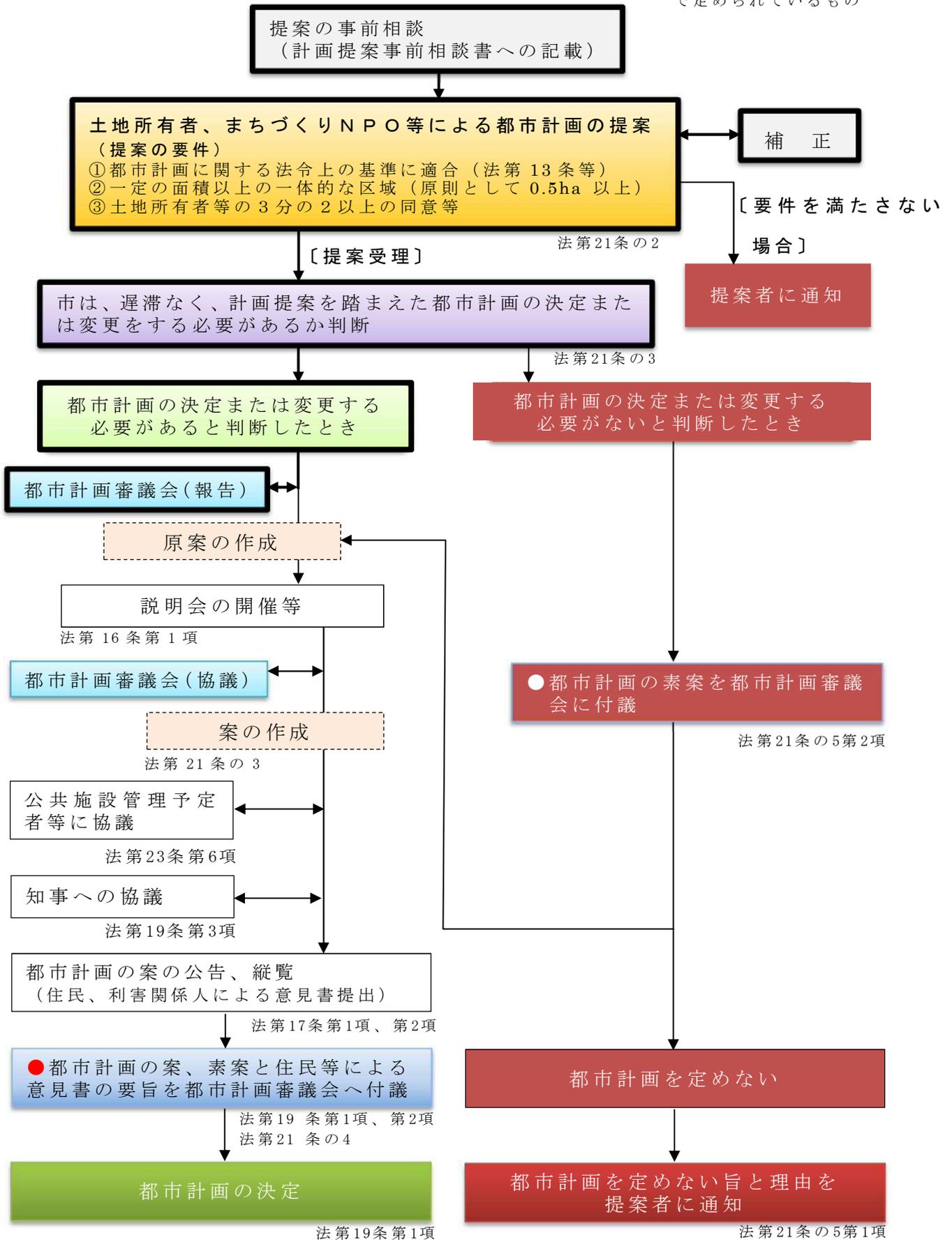
市は、受理した提案書類について都市計画の決定または変更をする必要があるか、次の判断項目に基づき総合的な判断をします

《判断項目》

- (1) 市の土地利用方針との整合
- (2) 市の基準・要綱との整合
- (3) 区域内住民および周辺住民との調整状況
- (4) 周辺環境への影響
- (5) 事業実施の実現性

《都市計画提案制度の流れ》

※●の都市計画審議会は法令で定められているもの



青梅都市計画青梅駅前西地区地区計画および青梅都市計画青梅駅前地区第一種市街地再開発事業 都市計画決定スケジュール(案)2018. 7. 17

